

家畜衛生情報

家畜伝染病予防法が一部改正され5月19日に公布されました！

改正のポイント

○ ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

○ 豚熱に係る選択的殺処分の実施

○ 輸入禁止品への対応強化

- 検疫をすり抜けて国内に流入した肉製品等輸入禁止品の販売等を禁止
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

詳しくは
こちら

農林水産省 家畜伝染病予防法改正 令和8年

検索

改正の背景・趣旨

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病が発生。当時は届出伝染病であり、移動制限、殺処分といった法的な強制力のある対応が難しかったこともあり、熊本県まで被害が拡大。
- 豚熱発生農場の経営に与える影響や防疫措置に係る人的・精神的・財政的負担を軽減しつつ、まん延防止の徹底との両立を図ることが求められていた。
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急な対応が必要。

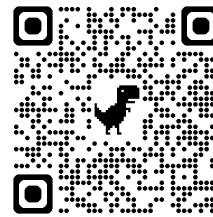
ランピースキン病の最近の発生状況

- 令和7年1月23日時点で国内の発症頭数ゼロ。以降、発症を確認せず。
(令和6年11月～12月26日の間に累計230頭の発生を確認)
- アジアでの発生状況
2020年以降、各国で発生。2025年の発生国(発生件数)はインドネシア(1,124)、カンボジア(18)、マレーシア(7)、インド(20)、パキスタン(85)、ネパール(7)
- 世界の発生状況
2024年以前からロシア及びトルコ、ギリシャ、ブルガリアといった東欧で報告あり。
2025年以降、フランス(117)、スペイン(20)、イタリア(86)と西欧に感染が拡大。



(おさらい) ランピースキン病とは？

- ランピースキン病ウイルスによる牛の伝染病
- 症状は全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少等
- 多くの牛は徐々に回復するが数か月かかり、生産性に悪影響
- 主に蚊、ハエ、ダニによる機械的伝播や、感染した牛の移動により感染が拡大
- 元はアフリカで流行していたが、近年、中東、ヨーロッパ、アジアへ広がる



農水省 HP QRコード
ランピースキン病に関する情報

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232

家畜伝染病予防法の改正に関するご相談は家畜保健衛生所まで